

平成30年6月26日
水管理・国土保全局 防災課

安全と環境のバランスのとれた改良復旧へ ～「美しい山河を守る災害復旧基本方針」ガイドラインを改定～

国土交通省は本日、昨年の九州北部豪雨災害のような河川の大規模災害が発生した際に、より円滑に災害復旧が実施されるよう、再度災害を防止するための改良復旧事業に関する河道計画の記述を、本ガイドラインにおいて明確化しました。

これにより、地方公共団体等における迅速な復旧が推進されます。

本ガイドラインは、河川が災害を受けた場合に安全と環境のバランスのとれた復旧を目指すため、災害復旧事業や改良復旧事業を実施する場合の原則を定めたものです。

国土交通省では、地方公共団体等における迅速な復旧を推進するため、逐次、改定してまいりました。

<改定のポイント>

①河道計画に関する記述の明確化

各地で河川の氾濫による大規模災害が発生し災害からの復旧を行う場合に、再度災害を防止するため、川幅を広げるなどの「改良復旧事業」が実施されています。今回の改定により、改良復旧事業に関して、安全と環境のバランスのとれた河道計画の記述を明確化します。

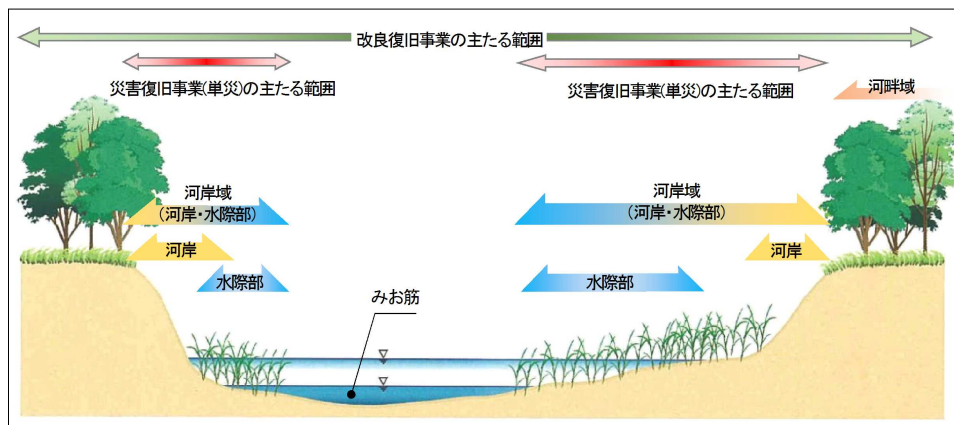
②資料作成の効率化

効率的な災害査定設計書等の作成が可能となるよう、重複記述の省略など資料作成の効率化を行います。

③良好事例の紹介をさらに追加

本基本方針に示されているポイントを踏まえた復旧工法の良好事例をこれまでより増やして掲載します。

<災害からの復旧において保全すべき代表的環境の場>



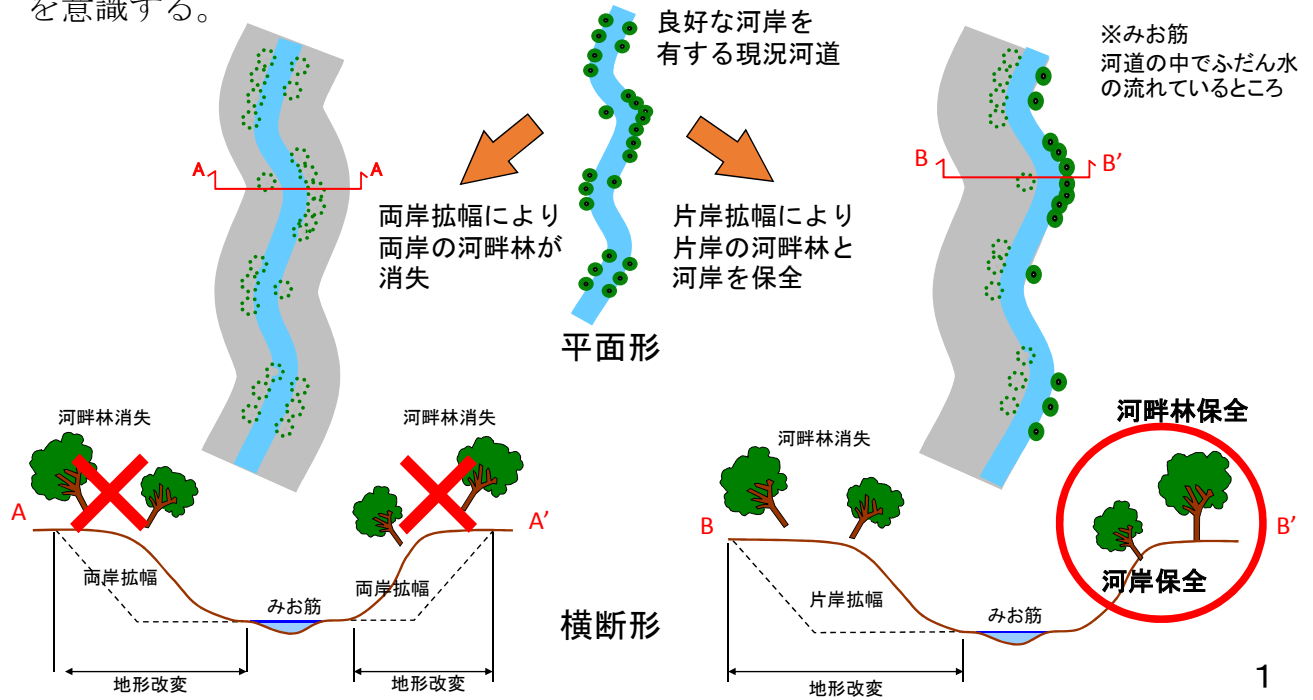
問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局 防災課 齋藤 (内線35-752) 下條 (内線35-753)
電話 代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8458
FAX 03-5253-1607

<参考>改定のポイント

①河道計画に関する記述の明確化

- 現況流路を基本とし、流速の増加を避けるため拡幅を基本とする。
- 拡幅にあたっては、片岸拡幅を基本とするとともに河床幅を確保する。
- 河畔林など、河岸の自然環境が良好な場合には、それを保全するため、**みお筋**※を意識する。



- 災害復旧において、片岸を拡幅し、植生を促すとともにみお筋の水面幅や河床の状況を維持させたものである(写真より)。
- さらに、水際などには魚類の隠れ家にもなる石を設置した。
- これらを実施したことにより、自然な河道が創出されている。

寄せ石を設置し、魚類の隠れ家及び産卵場を確保

環境に配慮したブロック



水際植生を回復させる 植生を促し、昆虫等の生息場を確保

通水部に巨石を設置し、魚類のえさとなる藻を付着させる

②資料作成の効率化

- 災害査定の効率化が実施されるような災害があった現場で同じような内容の資料を大量に作成することは業務量が増大して、早期の復旧の妨げになる。
- 河川の一連区間の中で同様の河道特性をもつ複数工区にわたる箇所において、何枚も河川特性整理表等を作成している区間では、作成労力軽減のため、異なる特性のみを記載するような効率化を図る。

2枚目以降異なる特性のみを記載

3

③良好事例の紹介

- 本基本方針に基づき復旧を行う際、現場でより良い災害復旧が進められるよう良好事例を収集・整理し、これを紹介する。



- ・片岸拡幅で山付きの河畔林を保全して改良復旧した事例（田万川：山口県）



- ・河床材料との適合性の良い寄せ石を行った事例（大平川：宮崎県）

4